

富岡都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設の変更（大熊町）

都市計画下野上地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設を次のとおり変更する。

名 称		下野上地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設					
位 置		双葉郡大熊町大字下野上字大野、鮎沢、原及び大字熊字旭台					
面 積		約 4 2. 5 ha					
位置 及 び 規 模	特定公益的・特定業務施設	約 1 5. 0 ha	備 考	交流施設、産業、研究、業務施設等を配置する。			
	特定公益的・住宅施設	約 7. 6 ha		交流施設、住宅等を配置する。			
	特定 公共 施設	道 路	種 別	名 称	幅 員	延 長	備 考
			区画道路	—	18～6 m	約 11, 595m	
		地区に隣接する町道西 4 9 号線及び町道西 2 0 号線並びに都市計画道路大谷地鈴内線を主要な動線とし、区画道路（18m～6m）及び歩行者専用道路を配置する。					
		公園及び緑地	公園を適宜設置する。				
その他の公共施設	下水道 ①雨水：調節池を經由して既設排水路へ放流する ②汚水：公共下水道により処理し熊川へ放流する。 調節池 約 3. 0 ha 上水道 双葉地方水道企業団により供給する その他 一部、電線類の地中化等を行う						
小 計	約 1 9. 9 ha						
		住宅施設 (戸建住宅に限る)	住宅施設 (戸建住宅を除く)	左記以外の施設			
建築物の高さの最高限度若しくは最低限度		1 0 m	—	—			
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度若しくは最低限度		200/100 以下	200/100 以下	200/100 以下			
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度		60/100 以下	60/100 以下	60/100 以下、 又は 80/100 以下			

「区域は計画図表示のとおり」

変更理由

大部分の地区界が確定したことと、都市計画道路大谷地鈴内線の変更が確定し、全線を一団地事業区域で整備する方針としたため事業区域の変更を行うものである。

また、大野駅前特定業務街区や住宅街区については、施設の配置計画の具体化に伴い街区形状を変更する。

都市計画の変更に係る土地の区域

1 新たに都市計画に含まれる土地の区域

福島県双葉郡大熊町のうち

大字<sup>しもの</sup>下野<sup>がみ</sup>上字<sup>おおの</sup>大野<sup>はら</sup>、原の各一部の区域

2 都市計画から除外される土地の区域

福島県双葉郡大熊町のうち

大字<sup>しもの</sup>下野<sup>がみ</sup>上字<sup>おおの</sup>大野<sup>はら</sup>、原の各一部の区域